

生食発 0601 第 6 号
3 食産第 1072 号
令和 3 年 6 月 1 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からサウジアラビア向けに輸出する水産食品については、サウジアラビア当局との協議の結果、今般、衛生条件及び衛生証明書様式について合意しましたので、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 SA-S1「サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱」を新たに定め、下記の通り所要の改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 SA-S1「サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱」(以下「サウジアラビア要綱」という。)を新たに定め、別表 3 及び別紙リストに追加したこと。

- 2 手続規程の別添「登録認定機関の登録等に関する手続」（以下「手続規程の別添」という。）の第1の3に掲げる表にサウジアラビアを追加するとともに、手続規程の別添の別添様式1及び別添様式2の内容を修正したこと。